

茂原市農業委員会第14回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年12月21日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 23名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 矢部 義明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤古志郎 (会長)
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 4名
 - 7番 蕨 直邦
 - 8番 秋山 芳廣
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 22番 大塚 優
- 5 事務局職員 4名
 - 事務局長 葛岡 直樹
 - 主査 東條 成男
 - 副主査 芝崎 一郎
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 8件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
(第12回総会保留議案)
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
 - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第14回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が8件、4条申請は0件、5条申請につきましては6件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が1件、先月の保留案件の2件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についての合計18件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、16日に第1小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、蕨委員、秋山委員、秋葉委員、大塚委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は15番浦島委員と16番鬼島委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。早速議事に入りますが、まず農地法3条の許可申請から入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

始めに1号議案でございます。申請地は本納字本城下地先、畑17㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人は本納の★★さん、譲り渡し人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため贈与するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は、本納字北中曾根地先、田んぼ1736㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が七渡の★★さん、売渡人は法目の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては申請地については耕作していない土地のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をして

いるものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

なお、本件については小委員会の現地調査時点で、現地の草刈指導をするようにとの指摘があったため、事務局で指導を行いました。本日午前中の時点で現地を確認いたしましたところ、雑草及び雑木の伐採を行っており、これから雑木の片付けを行うとの事でした。

続きまして3号議案でございます。申請地は、吉井上字通地地先、畑1133㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が本納の★★さん、売渡人は同じく本納の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては耕作していないためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

本件についても、小委員会の現地調査時点で、現地の草刈指導をするようにとの指摘があったため、事務局で指導を行いました。本日午前中の時点で現地を確認いたしましたところ、草刈作業は既に行っていたものの、片付け作業はこれから徐々に行っていくとのことでした。

続きまして4号議案でございます。申請地は、吉井上地先、田んぼ1958㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が香取市の★★さん、売渡人は吉井上の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては自作地に近く経営規模拡大を図るため、売渡人につきましては経営規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は760日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案でございます。申請地は、内長谷字日宮崎地先、他2筆、田んぼ3144㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が内長谷の★★さん、売渡人は同じく内長谷の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては自作地に近く耕作しやすいため、売渡人につきましては耕作していないためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は760日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は、内長谷字川向野中地先、他21筆、田んぼ11444.21㎡、畑3398㎡の合計14842.21㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人が小林の★★さん他1名、譲り渡し人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、子供2人へ財産分与を

するためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で180日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は中善寺字川間地先、他1筆、田んぼ4553㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、借受人は北塚の★★さん、貸付人は父親である中善寺の★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、六ツ野字烏竜島地先、田んぼ1380㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が匝瑳市の★★さん、売渡人は六ツ野の★★さん他1名でございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては経営規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は160日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。なお、匝瑳市農業委員会から農業経営の実態証明が提出されております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてしております。

本件についても、小委員会の現地調査時点で、現地の草刈指導をするようにとの指摘があったため、事務局で指導を行いました。本日午前中の時点で現地を確認いたしましたところ、草刈作業は既になされており、現地はきれいになっておりました。

会長 説明が終わりました。それでは農地法3条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第1小委員長 小委員会での審議の結果、2号議案及び3号議案については、現地もすぐに耕作できる状態になっていないことから1ヶ月保留、1号議案許可、4号議案許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可、8号議案許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。まずは1号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 農業者年金の関係での親子間の贈与ですので、許可でお願いします。

会長 1号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして2号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 小委員会の審議結果のとおり、すぐに耕作できる状態に無く、雑草及び雑木の伐採及び撤去が済んでいないことから1ヶ月間保留でお願いいたします。

会長 2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは2号議案については雑草及び雑木の伐採及び撤去が済んでいないことから1ヶ月間保留ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 2号議案については、1ヶ月間保留ということに決定いたしました。
続きまして3号議案です。こちらにも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 小委員会で現地を確認いたしました。現在もすぐに耕作できる状態でないということですので1ヶ月間保留していただき、その間に対応していただくことでお願いします。

会長 3号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは3号議案についてはすぐに耕作できる状態でないということですので1ヶ月間保留ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、1ヶ月間保留ということに決定いたしました。
続きまして4号議案です。こちらにも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 買受人の住所は香取市になっておりますが、もうすぐ仕事をやめて地元に戻ってくるということです。現在は買受人の父が耕作しているということです。特に支障ないと思いますので許可でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 今、★★委員がおっしゃられたとおりであり、支障ありませんので、許可でお願いします。

会長 4号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは4号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして5号議案です。こちらにも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地は草刈などの管理がきちんとなされていまして、許可でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 買受人は積極的に耕作をされている方ですので許可でお願いします。

会長 5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは5号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案について

ては、許可ということに決定いたしました。
続きまして6号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 親子間の贈与ですので許可でお願いします。

会長 6号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは6号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして7号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 農業者年金受給継続のための親子間の使用貸借ですので、許可でお願いします。

会長 7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは7号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 7号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして8号議案です。こちら現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地をすぐに耕作できる状態に草刈をしたとのことなので、許可でお願いします。

会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 売渡人の家族には耕作できる者がおらず、買受人が耕作を行うとのことなので、許可でお願いします。

会長 8号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは8号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 8号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに9号議案でございます。申請地は千沢字南海道地先他2筆、田んぼ367㎡、畑701㎡と一体で利用する山林が519㎡、の合計1587㎡でございます。東京都の★★さんが千沢の★★さんから土地を買って太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、土地の有効利用を考え採光条件等にも恵まれている当申請地を転用して売電事業を行いたいためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル412枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を5カ所設置する計画でございます。隣接同意が必要な農地及び他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。本納第31区自治会へ事業説明を行ったことです。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は、上林字主台地先他、田んぼ69㎡と一体で利用する原野が122㎡の合計191㎡でございます。東京都の★★さんが東京都の★★さん他5人から土地を買って貸駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は近隣に新茂原駅等があり、また申請地周辺は区

画が小さい分譲地となっているため、貸駐車場の需要があると考えられるため、本申請地を転用したいとのこととございます。計画としましては整地のみ行い、貸駐車場3台分を確保する予定とございます。排水は雨水のみで敷地内浸透とございます。隣接は1名ですが現況は原野のようになっており再三自宅へ訪問したが会えなかったとのことです。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございしますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地とございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございします。申請地は大芝字東割地先他1筆、田んぼ274㎡、畑99㎡の合計373㎡とございます。千葉市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請とございます。申請理由としましては、親の自宅隣接地であり将来、親の面倒を見るのに最適であるため、当該申請地に住宅を建てたいとのこととございます。建物としましては、木造平屋建て・専用住宅・建築面積67.91㎡が1棟とございます。排水は北側既設側溝に接続する計画とございます。大芝自治会が放流同意書を提出しています。隣接同意が必要な農地及び他法令の申請はございません。なお、申請地の一部に建物が建っているため、始末書が提出されています。

次に転用許可基準でございしますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地とございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございします。申請地は本小轡字川端地先他3筆、田152㎡、畑1969㎡の合計2121㎡とございます。山武市の★★さんが新小轡の★★さんから土地を借り受けて自動車修理工場及び事務所用地とする申請とございます。申請理由としましては、申請人は当該土地の近隣自動車店で営業を行っていたが、独自に事業を行うため、近隣で土地を探していたところ顧客の利便を考慮した申請地に自動車修理工場及び事務所を建て転用したいとのこととございます。計画としましては、鉄骨・平屋建て・自動車修理工場・建築面積383.18㎡が1棟、木造平屋建て・事務所・建築面積128㎡が1棟とございます。事務所棟の排水は合併浄化槽で浄化後、蒸発装置で宅内処理し、工場棟の排水は油水分離槽で分離後産業廃棄物処理をし、雨水は可能な限り浸透式アスファルト舗装で処理し、残りは南側U字溝へ放流する計画とございます。両総土地改良区から意見書及び放流同意書が提出されています。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は都市計画課へ宅地開発事業事前協議申出書を提出しています。

次に転用許可基準でございしますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地とございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございします。申請地は長尾字沖田地先、田んぼ369㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合20街区地先、面積242㎡とございます。東金市の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請とございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいで不便になった為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのこととございます。建物としましては、木造2階建て・専用住宅・建築面積62.93㎡が1棟とございます。排水は南側公共下水道に接続する計画とございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして14号議案でございます。申請地は長尾字立ケ腰地先、田んぼ357㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合21街区地先、面積203㎡でございます。長柄町の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、町営団地住まいの為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造2階建て・専用住宅・建築面積56.31㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。それでは農地法5条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第1
小委員長 小委員会での審議の結果、9号議案許可相当、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。まずは9号議案ですが、こちらについては現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 本案件は耕作されていない土地を有効利用したいとのことですので、許可相当をお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現在、荒れている農地で有効利用していただくと、周辺環境が良くなると思いますので、許可相当をお願いします。

会長 9号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは9号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 9号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして10号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 住宅街の中にある農地であり、駐車場として有効利用していただければと思いますので、許可相当をお願いします。

会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 住宅街の中にある農地であることから、許可相当をお願いします。

会長 10号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは10号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして11号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地は一体で畑として利用されている状態で、子が家を建てて親の面倒をみたいとのことですので、許可相当でお願いいたします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周辺に住宅地も広がっておりますので、許可相当でお願いします。

会長 11号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは11号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして12号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 修理工場が移転して、土地を有効利用したいとのことですので、許可相当でお願いします。

会長 ここは私の地域内で、現地は土地改良をやっていない場所であり、雨水は宅内浸透させ、溢れた分を既設側溝へ流し、工場排水は油水分離槽で分離後産業廃棄物処理するという計画です。支障ないと思いますので許可相当かと思えます。

12号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは12号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして13号議案及び14号議案が同じ区画整理事業区域内にございますので併せて審議いたします。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 13号議案及び14号議案は区画整理事業区域内であり、3種農地であることから、許可相当でお願いします。

会長 13号議案及び14号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは13号議案及び14号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 13号議案及び14号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明させていただきます。

15号議案でございますが、申請地は本納字以後塚地先、田んぼ557㎡でございます。東京都の★★さんが貸家3棟用地とする申請でございます。当初計画は共同住宅用地でしたが、貸家3棟用地に変更申請をするものでございます。申請者の変更の理由としましては、病院や市街地に近いたため戸建賃貸住宅の方が最適との判断による為でございます。その他用途以外に転用許可内容の変更はございません。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第1小委員長 小委員会での審議の結果、15号議案許可相当となりましたので報告いたします。

- 会長 それでは15号議案について審議いたします。こちらでも現地調査してございます。湯淺委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 立地条件のいい土地で共同住宅から戸建賃貸住宅への変更ですので、許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 周辺に病院や金融機関があり、荒らしておくより住宅を建設した方が、環境が良くなると思いますので、許可相当でお願いします。
- 会長 15号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは15号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 15号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
- 続きまして、先月に保留となった16号議案及び17号議案です。
- まずは保留となってから1ヶ月の間に、事業者で新たな営農計画書を作成し、小委員会終了後の役員会において事業者から説明がありました。先月保留となってからの1ヶ月間の経過について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 まずは3条申請についてご説明いたします。
- 申請地は、高田字屋芝地先他14筆、田んぼ11605㎡、畑4680㎡の合計16345㎡に賃借権を設定しようとする申請でございます。賃借人は船橋市の農業生産法人、★★さんでございます。
- ここからはお手元の資料「茂原市★★ソーラーファームに於ける進捗説明」をご覧ください。先月の総会時においてご指摘のあった問題点及び修正箇所の説明となっております。最初に営農スタッフ、従業員ですが、常勤雇用として3名を雇い、また現役農家の★★さんを臨時雇用となっておりますが、この方は現在大網白里市においてみょうがを作付けされている方とのことでございます。そして2番目の水はけ対策ですが、現在工事を行っているところとのことでございます。次に3番目の土壌改良についてですが、牛糞堆肥を100立米買い付け12月の4週目に搬入と書かれておりますが、今現在すでに現地への搬入を行っており堆肥の量も100立米から200立米に増量する予定とのことでございます。そして最後に作付け品目でございますが、大根、じゃがいも、さつまいもの根菜類の作付けは申請地では育たないだろうのご指摘から、小松菜の作付けに変更するものでございます。
- そして2ページ目からの農業経営実施計画書の中に、作付け品目と作付け面積、生産量の記載がございまして、それぞれ椎茸を4600㎡で4000本、小松菜を10126㎡で13993kg、にんにくを600㎡で150kg、ミョウガを400㎡で100kgとなっております。また実施計画書中程にございます、申請面積についてですが延面積は申請地の全ての面積となり、実面積は、延面積から車両通路部分や搬入作業スペースを除いた作付けする面積の合計となっております。
- 生産物の販売方法としてはJA長生並びにJAしろい支社への出荷による方法を予定しておりまして、合計約615万円の生産収益を見込んでおり、それに対する生産経費として材料費、一般経費等で約419万円を見込む計画となっております。
- 次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有については★★からのリース取引や金融機関からの借入により確保予定で問題ないものと思われま。労働力については、構成員5名と常時雇用2人、臨時雇用が3人で営農していく計画でございます。技術については構成員に農業経験者の方も含まれて

いるため問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては構成員、常時雇用、臨時雇用合計で920日と従事する計画であることから常時従事していくことと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしていく計画であるものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして、5条申請についてご説明いたします。

賃貸借による太陽光パネルの設置についてですが、これについても先月の総会時と変更となる部分はありません。現地は既に太陽光パネル等の発電設備は設置済みであり、変更点は太陽光パネルの枚数が増えた点でございます。その他の変更点はありません。以上です。

会長 先月からの経過について事務局より説明がありました。皆さんも先月からの1ヶ月の間、現地を確認されてご意見もあるかと思ひます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 今日、現地に行ったところトラクターで耕す作業をしていました。2、3日前に行ったときには、牛糞を撒いていました。小松菜、ライ麦を植えてありました。少しずつ前進していると感じられました。最大の問題である排水については、バイパス沿いに排水用のパイプを設置し、受水槽につなぎ、そこからポンプで水を上げると現地で伺いました。作業も少しずつ進んでいるようです。この調子で作業をどんどん進めていってほしいと思ひます。

会長 次に★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 ★★委員さんがおっしゃられるとおり、以前と違い最近には目に見えて作業の進展が分かるようになってきました。排水問題については、ポンプを使うなどして努力をしていることが伺えます。土壌改良については、作物を作るに適した土がこんもりと積まれていることから、良くなってきていると思ひました。

今の時点では、普通の農家でもそうですが、土作りを行い、春にかけて作付けを行えば、収穫ができそうな仕事をされていると思ひました。

作付け品目について、根菜類をやめて小松菜に変更したとのことですが、ビニールで囲ってある箇所小松菜を主になってやるとのことでした。実際にやってみないとわかりませんが、以前より断然力を入れていることは確かです。

会長 その他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 先月からの経過を見ておひますと、少しずつ変化が出てきていると思ひます。排水路工事や小松菜の栽培などでも改善が見られていることから、このまま見守っていければと思ひます。

会長 ★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 地元の委員さんからも現地を確認したところ、以前より改善が見られたとの報告がありました。今月の小委員会の後に、役員会がありまして、その場で忌憚の無い意見交換ができました。この件で大事なことは、既に売電が行われており、地権者に迷惑のかからないようにやっていただくために、たとえ許可相当という結果が出たとしても、今後、我々がどのように見守っていくかと言う点かと思ひます。このことについて皆さんのご意見を伺えればと思ひます。

会長

★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

耕作放棄地を有効利用しようとする事については、素晴らしいことだと思っておりますが、事務局から説明があった資料を見ると収穫した物の販路は全て確定しているとなっておりますが、実際に事業者の方に伺うと全ては確定していないという回答が帰ってくる。農業委員会に提出する書類として、会社として社判まで押してある物がこんな状態です。では、他の事はどうなのか。他の事でも同じようなことがあるのではないかと思いますよね。

次にこの場で審議した支柱部分の面積も今回の申請では変わっているわけですよ。その面積の変更についてもどこに説明してあるんですか。いや、これは県には説明してある。ではどなたに説明してあるんですか。それで説明に来た方は良く分からないとの回答です。その時に私は地域の方々の迷惑にならないようにしっかりとやっってくださいと述べてあります。今回の件については、たとえ順調にいったとしても見守っていかなくてはならないと思っています。

会長

他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

周辺の平均単収の2割を下回ってはならないとなっておりますが、ここでのいう面積は、申請地全体を指すのか、それとも作付けしている面積を指すのか、基準はどのようになっているのでしょうか。

事務局

県農業事務所に確認いたしまして、各県によって判断基準が定まっていないところがあるのですが、基本的には申請地全体の面積が対象となるそうです。

会長

他にご意見ございますか。だいたい話の流れでおおよその結論は出てきたわけです。先日の役員会でも営農計画の見直しをして指摘のあったことについて改善を図るということでしたが、なにぶんまだ状況がこうだという結論が出せる状態ではないと思います。したがって今後、春先に菜類を作付けするとの事であったので、春先にどうなるか、春先に収量を確保できるかということを見ていながら指導を続けていく、そのため、今後も継続して見守っていく必要があると思います。

結果として12月の総会では、先月に引き続き保留とし、見守りを継続し指導をしていくということではいかがでしょうか。(異議なしの声)16号議案及び17号議案については、1ヶ月間保留ということに決定いたしました。

続きまして、18号議案の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)に移ります。これについては、私が議事参与の制限を受けますので、議長を会長職務代理に交代していただき、私は退室させていただきます。

(会長退室)

会長
職務代理

それでは会長が議事参与の制限を受け退室されましたので、私が議長を勤めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、18号議案の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)の事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第18号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO.1につきましては、借受者が早野の★★さん、

貸付者は芦網の★★さん他1名で、利用権設定する土地は芦網字稔田地先他1筆、田、計2, 804㎡の賃貸借権の設定で、期間は3年でございます。

以下同様にNO.2までが利用権設定期間3年、NO.3が利用権設定期間4年、NO.4からNO.6までが利用権設定期間5年、NO.7からNO.14までが利用権設定期間6年、NO.15からNO.21までが利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございますが、新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO.1が利用権設定期間1年、NO.2からNO.3が利用権設定期間2年、NO.4が利用権設定期間3年、NO.5からNO.9が利用権設定期間5年、NO.10からNO.17が利用権設定期間6年、NO.18からNO.24が利用権設定期間10年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は93,772㎡、再設定(更新分)の利用権設定面積は117,567㎡となっております。表下段の使用貸借につきましては内562㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会総会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長
職務代理

18号議案についてご意見ございますか。(意見なしの声) それでは18号議案については承認ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案については、承認ということに決定いたしました。これで私の議長の職を解き、会長に議長を交代したいと思います。

(会長入室)

会長

以上で協議事項は全て終了いたしました。

これもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第14回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年12月28日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印